

会議報告



国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2025年9月会議)

日本公認会計士協会
テクニカルディレクター

か い さ ち こ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) のボード会議が、2025年9月15日から18日までニューヨークにて対面で開催され、ボードメンバー全員が参加した。

日本からは、大野美希子氏 (ボードメンバー)、古澤知之氏 (公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) オブザーバー) 及び日本公認会計士協会より甲斐幸子 (テクニカルアドバイザー) が参加した。以下、会議の概要を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

	テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1.	専門家に関連した狭い範囲での改訂	基準の最終化承認	- 基準の最終化が全会一致で承認された。 - 最終化された基準は、2026年12月15日以降開始事業年度の監査、並びに2026年12月15日以降に業務を開始するその他の保証及び関連サービス業務から適用が開始される。
2.	独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー (ISRE 2410 ¹)	公開草案に向けた検討	- プロジェクトで扱う論点の一部の検討が行われた。 - 公開草案の承認を2026年3月に予定している。
3.	監査証拠及びリスク対応	公開草案に向けた検討	- プロジェクトで扱う一部の論点の検討が行われた。 - 公開草案の承認を2026年6月に予定している。
4.	テクノロジー	継続的な取り組み	ギャップ分析文書の更新に関する議論が行われた。

1 基準の最終化承認—専門家に関連した狭い範囲での改訂

2025年1月に、国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) が、外部の専門家の業務の利用に関する IESBA Code の改訂 (以下「改訂版 IESBA Code」という。) を公表した。これに関連して、IAASB は、IAASB の基準と改訂版 IESBA Code の相互運用性 (interoperability) を維持するため、IAASB の基準について、改訂版 IESBA Code に関連する部分のみ狭い範囲で改訂を行うプロジェクトを開始した。2025年4月に公開草案が公表され (コメント期限: 2025年7月)、50通のコメントを受領した。

今回の会議で、基準最終化の承認審議が行われ、全会一致で承認された。最終化された基準の概要は以下のとおりである。

(1) ISA620²

監査人が、利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価等に関連して、手続の種類、時期及び範囲を決定する際に考慮することが求められる要因に、「職業倫理規程に、専門家の業務の利用に関する規定が含まれるかどうか」³ が追加されている (第8項(f))。

加えて、要求事項が追加され、監査人は、監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価した結果、専門家が必要な適性若しくは能力を有さない、又は、専門家の客観性に対する阻害要因を除去若しくは許容可能な水準に軽減することができないと結論付けた場合、当該専門家の業務を利用してはならないことが規定されている (第9A項)。

また、関連する適用指針において、それぞれ、関連するIESBA Codeの規定を参照している(A13A項及びA19B項)。

(2) その他の基準

ISRE2400⁴、ISAE3000⁵及びISRS4400⁶において、ISA620と同様の規定が設けられている。

(3) 適用日

2026年12月15日以降開始事業年度の監査、並びに2026年12月15日以降に業務を開始するその他の保証及び関連サービス業務から適用が開始される。

2 公開草案に向けた検討－独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー (ISRE2410)

ISRE2410は、2005年に公表された後、実質的な改訂が行われておらず、基準のアップデートが必要となっていた。そこで、2025年6月会議において基準改訂のプロジェクト・プロポーザルが承認され、プロジェクトが開始された。今回の会議では、プロジェクトで扱う一部の論点の議論が行われた。

(1) 重要性

現行のISRE2410 第15項においては、企業及び企業環境並びに企業の内部統制に関する監査人の理解を更新するために通常実施される手続の一つとして、「期中財務情報に関して適用される財務報告の枠組みに照らして、重要性を考慮すること」が記載されているが、重要性に関する要求事項は含まれていない。そこで、業務の一貫した実施を確保するため、プロジェクトチームから、主に以下が提案された。

- 監査人に対し、期中財務情報全体に対する重要性の基準値を決定し、当該基準値を、手続の立案及び手続の結果の評価の際に適用することを求める(第38項)。
- 適用指針において、監査人は、期中レビュー業務における重要性の基準値の決定の際に、通常、年次財務諸表の監査における重要性の基準値の決定の際と同じ指標(例えば、税引前利益)を使用すること、また、期中レビューの対象となる期間における当該指標の金額に基づき、期中レビューにおける重要性の基準値を算定することを説明する(A53項)。

上記の適用指針の提案に対して、一名のボードメンバー(日本)からは、提案は投資家の視点からは理論的とは考えられるものの、日本においては、期中レビュー基準報告書第1号⁷において、「年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を期中レビューにおいても適用することが合理的である。」と記載されているため、実務家から大きな影響があるとの懸念を聞いており、提案の文言の適切性を確認したいとのコメントがあった。また、他の一名のボー

ドメンバーからも、期中財務情報の金額を使用して算定すると重要性の基準値が相当少額となることがあるため、実務上問題が生じる可能性があるとのコメントがあった。

一方で、IAASBスタッフからは、重要性の基準値は、保証業務の対象である情報に対して設定すべきであり、今回の提案が適切と考える旨の説明があった。当該スタッフの説明に対し、他の一名のボードメンバーから、重要性の基準値は保証業務の対象である情報に基づき算定すべきではあるが、期中財務情報の金額に基づき重要性の基準値を算定すると、前期末の監査の際は重要性がないと判断された虚偽表示が、その後の期中レビュー業務の際に重要と判断される場合が生じるといった問題もあるため、監査と期中レビューの関係については追加で明瞭化が必要とのコメントがあり、引き続き検討することになった。

(2) 継続企業

継続企業の前提は期中財務情報の作成における基本的な原則であり、期中レビュー業務においても、公共の利益の視点から特に重要であることから、一部の国では、期中レビュー業務における、継続企業の前提に関連する規定の強化が既に行われている。そこで、プロジェクトチームから、以下のとおり、期中レビュー業務は限定的保証業務であることを考慮した形で、継続企業の前提に関する規定の強化を行うことが提案された。

① 業務の実施

要求事項において、主に以下を扱う。

- 継続企業の前提及び期中財務情報の作成の基礎に関する経営者の評価について理解するため、経営者に質問を行う。加えて、直近の年次財務諸表(又は直近の期中財務情報)に対する評価時点からの経営者の評価に関する変更の有無について質問を行う。
- 当該質問に対する回答と、他のレビュー手続から入手した証拠及び直近の財務諸表監査の際に実施した手続から入手した証拠の間の整合性を検討する。
- 期中レビュー業務の過程で以下に気付いた場合には、経営者の評価に関して追加の手続を実施する。
 - 新しい事象又は状況
 - 以前識別された事象又は状況の変化
 - 継続企業に関する経営者の評価に関して、期中財務情報が誤解を招く可能性がある兆候
- 入手した証拠が、以下に関する監査人の判断及び期中レビュー報告書における記載の基礎を提供しているかどうかを評価する。
 - 経営者による継続企業の前提の利用の適切性(重要な

不確実性の有無を含む。)

- ▶ 期中財務情報に適用される財務報告の枠組みの要求事項に照らした、経営者による継続企業の前提に関する開示の適切性
- ・ 継続企業の前提に関連した監査人の判断を支援するために必要な可能性があるその他の追加の手続を実施する。

② 期中レビュー保証報告書の記載

IAASBが2025年1月に公表したISA570(改訂)⁸では、監査報告書において、継続企業の前提に関する監査人の結論に相当する記載を行うことが求められている。そこで、期中レビュー報告書においても、以下のとおり、限定的保証業務であることを考慮した形で、同様の記載を要求する。

監査人に以下を信じさせる事項は認められなかった。

- ・ 継続企業を前提として経営者が期中財務情報を作成することが適切ではないこと
- ・ 経営者が、識別した継続企業の前提に関する重要な不確実性を期中財務情報において適切に開示していないこと

上記の提案に対して、②に関しては、一部のボードメンバーから、ISA570(改訂)は2026年12月15日以降開始事業年度から適用であり、監査において適用が開始されていないため、現時点で期中レビュー報告書に導入するのは時期尚早であるとの懸念のコメントがあったが、多くのボードメンバーは提案の方向性に賛成だった。

(3) 今後の予定

2026年3月に公開草案の承認が行われ、2027年3月に基準の最終化承認を行うことが予定されている。

3 公開草案に向けた検討－監査証拠及びリスク対応

IAASBは、規制当局を含めた利害関係者から、監査証拠とリスク対応について統合的に扱うプロジェクトが必要との意見を受けたことから、2024年12月会議において、ISA330⁹、ISA500¹⁰及びISA520¹¹を改訂するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。プロジェクトでは、従来から行われていた監査証拠プロジェクトで扱っていた論点に加え、内部統制及びテクノロジーに関連した論点が扱われている。今回の会議では、プロジェクトで扱う一部の論点について議論が行われた。

(1) ISA330 第18項

ISA330 第18項(「監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要性(material)がある取引種類、勘定残高又は注記事項に対して、実証手続を立案し実施しなければ

ならない。」)は、以下のいずれかの場合に適用となる。

- ・ 重要性(material)があるが、重要(significant)ではない取引種類、勘定残高又は注記事項
- ・ ISA330 第6項に従って立案及び実施された重要な取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続に、実証手続が含まれず、内部統制の運用評価手続のみが含まれる場合

「重要性がある取引種類、勘定残高又は注記事項」とは、関連する情報を省略したり、誤った表示をしたり、又は不明瞭に記載することで、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる取引種類、勘定残高又は注記事項のことをいう。また、「重要な取引種類、勘定残高又は注記事項」とは、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションが存在する取引種類、勘定残高又は注記事項のことをいう。

当該要求事項は、監査人のリスク評価は判断に基づくものであり重要な虚偽表示リスクの全てを識別していない場合があること、また、内部統制には経営者による内部統制の無効化を含む固有の限界があることを踏まえ、重要な虚偽表示リスクへの対応が漏れないように設けられている。

一方で、ISA315(2019年改訂)¹²の公表により、監査人のリスク評価に関する規定が強化され、特に、ISA315(2019年改訂)第36項では、重要性があるが、重要ではない(つまり、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションが存在しない)と評価された取引種類、勘定残高又は注記事項について、監査人のリスク評価が引き続き適切であるか評価することが求められている。この結果、ISA330 第18項の必要性に対する疑問や実務上の課題を指摘する声が挙がり、プロジェクトで検討することになった。

今回の会議で、プロジェクトチームから、以下のとおり、利害関係者に対して行ったアウトリーチの結果及び今後に関する提案の説明があった。

① アウトリーチの結果

アウトリーチの主な結果は以下のとおりであった。

- ・ 利用者及び規制当局の大部分、並びに中小事務所アドバイザリーグループ(SMPAG)はISA330 第18項を残すべきとの意見だった。
- ・ 監査法人関係者の多くは、ISA330 第18項を残すべきではないとの意見だった。
- ・ 各国の監査基準設定主体者の意見は割れていた。

② 今後に関する提案

プロジェクトチームから、上記のアウトリーチの結果を考慮する

と、ISA330 第18項は、適切な修正を加えた上で維持することが適切と考えられることから、複数の選択肢を検討した結果、以下が提案された。

- ISA330 第18項を以下のとおり修正する。

監査人は、評価した重要な虚偽リスクの程度にかかわらず、重要性(material)があるが、重要(significant)でない取引種類、勘定残高又は注記事項に対して、実証手続を立案し実施する必要性を判断しなければならない。

- 上記の要求事項を適用する際の監査人の判断を支援するための新しい適用指針を設ける。
- ISA315(2019年改訂)に監査調書に関する要求事項を追加し、ISA315(2019年改訂)第36項に従った、重要性がある取引種類、勘定残高又は注記事項に重要な虚偽表示リスクはないとの監査人の判断について、調書化を求める。

上記の提案に対して、ボードメンバーの意見は様々であった。一部のボードメンバーからは、ISA330 第18項を残すべきとのコメントがあった一方で、一部のボードメンバーからは、ISA315(2019年改訂)によりリスク評価が強化されているにもかかわらず、ISA330 第18項を残すことにより、リスク評価の強化を求めた意義が希薄化するとの意見があった。また、ISA330 第18項は削除した上で、ISA315(2019年改訂)第36項に関連したガイダンスや調書化の規定を追加することで対応してはどうかとのコメントもあった。

(2) 書類の真正性(authenticity)

ISA200¹³ A24項の一文目に、「監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。」と記載されている。これについて、モニタリング・グループを含めた一部の利害関係者から、2024年3月ボード会議に提示されたISA500(改訂)の草案¹⁴及びISA240(改訂)¹⁵の記載と整合していない等の理由から、削除すべきとのコメントが寄せられ、本プロジェクトで検討を続けている。

今回の会議で、プロジェクトチームから、以下のとおり、ISA240 A24項の一文目は削除した上で、ISA500(改訂) A56H項に下線部の文章を追加することが提案された。

(ISA500(改訂))

A56H. 特定の状況により、監査人は、ある記録や証憑書類が真正ではない、又は文言が後から変更されているが監査人に開示されていないと疑われるかどうか更に調査をする場合がある(……途中略……)。ISA240(改訂)は、ある記録や書類が真正ではない、又は文言が後から変更されているが監査人に開示

されていないと信じさせる状況があった場合について扱っている。しかしながら、監査人は、監査中に接した全ての書類又は記録の真正性を検討する必要はない。監査証拠として利用することを予定する情報に関する真正性の検討にかかわらず、監査人は、記録や証憑書類の鑑定の技能を習得していないし、そのような鑑定の専門家であることも期待されていない。

(ISA200)

A24. 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。しかしながら、監査人は、監査証拠として利用することを予定する情報の信頼性を検討することが要求される。ISAは、情報の信頼性に疑義がある、又は不正の可能性の兆候がある場合(例えば、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正でないと疑われる場合、又は偽造されていると疑われる場合)、監査人に対し、更に調査を実施し、問題事項を解消するため監査手続に修正又は追加が必要であるか否かを決定することを要求している。

上記の提案に対して、一部のボードメンバーから、ISA200 A24項は、財務諸表監査の基本的な考え方を説明しているのに対し、ISA500(改訂) A56H項は、記録や書類が真正ではないと疑われる状況が識別された場合について扱っており、ISA200 A24項の一文目とISA500(改訂)に追加した文章は意味が異なる、また、監査人の責任が財務諸表監査の範囲を超えて不正調査に拡大する懸念があるとのコメントがあった。一方で、他のボードメンバーからは、プロジェクトチームの提案に賛成であり、基準間の不整合という指摘に対応するためには、ISA200 A24項の最初の文章を残すべきではないとのコメントもあった。そこで、ISA200 A24項の一文目は削除するものの、今回の議論内容を反映して、修正案をプロジェクトチームで再検討することになった。

(3) 今後の予定

2026年6月に公開草案の承認が行われ、2027年12月に基準の最終化承認を行うことが予定されている。

4 継続的な取組み—テクノロジー

IAASBは、テクノロジーの発展に基準が対応していることを確保するため、基準のギャップ分析を行っている。2025年5月に、第1回目のギャップ分析の結果として、IAASBの活動に影響を与える可能性のあるテクノロジーに関する課題と、関連して考えら

れる対応案や優先度を記録した「課題と提案するアクションの一覧 (Catalog of Issues and Proposed Actions)」を公表した(以下「ギャップ分析文書」という。)。ギャップ分析文書は、半年毎に更新状況がボード会議で議論される予定になっており、今回の会議で議論が行われた。

プロジェクトチームからは、2025年3月ボード会議及びその後のアウトリーチ等の際に、監査人によるテクノロジー利用についての財務諸表利用者とのコミュニケーション(例えば、監査報告書の記載及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション)に関する論点を、ギャップ分析文書に含める必要があるのではないかとコメントがあったことを受け、当該論点をギャップ分析文書に含めることが提案された。プロジェクトチームの文案では、論点として記載した上で、優先度としては、「低(low)」と位置付け、現段階では情報収集活動を続けることが示されていた。

当該提案に対し、多くのボードメンバーから、ギャップ分析文書は、論点を一覧にするもので、具体的なコミュニケーションの方法等を現段階で決める必要はないこと、利用者とのコミュニケーションは重要であることから、ギャップ分析文書に論点を含めることは重要とのコメントがあった。但し、一部のボードメンバーからは、監査報告書については、監査人によるテクノロジーの利用に関する記載を行うことに価値があるか疑問であり、優先度としては「非常に低い(very low)」ではないかとコメントがあった。また、監査報告書ではなく、監査事務所レベルでのコミュニケーション(例えば、透明性報告書や監査事務所のウェブサイト上でのコミュニケーション)のほうが適合するのではないかとコメントもあった。加えて、監査報告書に比べて、ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションは重要性が高いため、二つの論点は分けて扱ったほうがよいのではないかとコメントもあった。

5 その他

上記の他、主に以下の議論が行われた。

(1) 2028年から2031年のIAASB及びIESBAの戦略及び作業計画

2028年から2031年の戦略及び作業計画の策定に向けて、今後、利害関係者の見解を聞くためウェブサイト上でのオンライン調査を行った上で、戦略及び作業計画の案に関するコンサルテーション・ペーパーの策定が行われる予定である。この点、オンライン調査に関しては、IAASBとIESBAによる共同調査として実施し、IAASB及びIESBAのバリュープロポジション、並びにIAASB及びIESBAの活動に影響する外部の主なトレンド等について意

見を求めているかどうかの提案があり、共同調査を実施するという方向性にボードメンバーから賛成のコメントが多かった。

(2) 複雑でない企業の監査 (ISA for LCE)

2023年9月に公表されたISA for LCE¹⁶は、2025年12月15日以降開始事業年度から適用が開始されている。IAASBは、基準の採用及び適用の安定性を確保するため、適用後3年間はISA for LCEの改訂を行わず、第1回目の改訂版ISA for LCEの適用日は2028年12月15日以降とすることを予定していた。今回の会議で、適用後3年目以降のISA for LCEの改訂に関する基本方針の案について、スタッフから、①ISAの改訂と同時に、当該改訂に関連してISA for LCEを改訂する方法、②ISAの改訂が最終段階となった際に、当該改訂に関連してISA for LCEの改訂の検討を開始する方法、の2案が説明された上で、②とすることが提案された。

上記の提案に対して、ボードメンバーの多くは②の方向性に賛成だった。

(3) ISA540(改訂)の適用後レビュー計画

2019年12月15日以降開始事業年度から適用されているISA540(改訂)¹⁷に関する適用後レビューに関して、スタッフから、2025年12月まで情報収集活動を行った上で、2026年1月に公開コンサルテーション文書を公表し、その結果を踏まえ、2026年12月に今後のアクションを判断する予定であることが説明された。

<注>

- 1 国際レビュー業務基準(International Standard on Review Engagement: ISRE)2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」
- 2 ISA620「専門家の業務の利用」
- 3 日本においては、改訂版IESBA Codeの公表等を受け、2025年10月に、日本公認会計士協会から、倫理規則の改正に関する公開草案が公表され、倫理規則セクション390において、外部の専門家の作業の利用が扱われている。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20251015gah.html
- 4 ISRE2400「財務諸表のレビュー業務」
- 5 国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagement: ISAE)3000「過去財務情報の監査及びレビュー業務以外の保証業務」
- 6 国際関連サービス基準(International Standard on Related Services: ISRS)4400「合意された手続業務」

- 7 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」
- 8 ISA570(改訂)「継続企業」
- 9 ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 10 ISA500「監査証拠」
- 11 ISA520「分析的手続」
- 12 ISA315(2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 13 ISA200「財務諸表監査における総括的な目的」
- 14 IAASBは、2024年3月ボード会議において、監査証拠プロジェクトにおけるISA500の改訂の検討を中断し、監査証拠プロジェクトでの検討内容は、監査証拠及びリスク対応プロジェクトに引き継がれている。したがって、監査証拠及びリスク対応プロジェクトにおけるISA500の改訂案は、2024年3月ボード会議で検討された草案

がベースとなる。

- 15 ISA240(改訂)「財務諸表監査における不正」
- 16 複雑でない企業の監査向け国際監査基準(International Standard on Auditing for Audits of Financial Statements of Less Complex Entities : ISA for LCE)
- 17 ISA540(改訂)「会計上の見積りの監査」

***法定監査従事者の必須研修科目**
「監査の品質及び不正リスク対応」
研修教材

教材コード	J 0 3 0 5 8 4
 研修コード	3 0 0 3
履修単位	0.5 単位